

## ホームページへの掲載が必要な施設基準と掲示事項

- ・当院は保険医療機関の指定を受けています。

当院は、厚生労働省が定める以下の施設基準に適合し、九州厚生局に届け出を行っています。

### ■有床診療所入院基本料 I

- ・当診療所には、看護職員が 21 名以上勤務しています。

### ■入院時食事療養(1)

当院では、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しております。食事の時間は、朝 8:00 昼 12:00 夜 18:00 です。(入院時の一般負担金は 1 食につき 510 円です)

### ■医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有し、受診患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して質の高い診療を行っています。

### ■医療 DX 推進体制加算

当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。また、マイナ保険証について、ポスター掲示や、受付での声掛けを行うことにより利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。今後は、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入を行うことを目指し、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことを心がけていきます。

### ■一般名処方加算

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名処方（有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

### ■明細書発行体制等加算

当院は保険医療機関及び保険医療養担当規則に則り明細書を無償で交付しています。また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書、領収書を交付しています。明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください。

### ■コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に始めて受診した方は初診料 291 点を、過去に当院でコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 75 点を算定します。

コンタクトレンズの装用を目的に眼科的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。

\*厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

\*上記についてご不明な点はお相談ください。

診療医師名

風間成泰（39年）、塩屋美代子（45年）、上田佳代（47年）、岡田守生（42年）、伊藤陽介（16年）

（ ）内は令和7年4月1日現在の眼科診療経験年数

■医科点数第2章第10節手術の通則5及び6に掲げる手術

- ・黄斑下手術等
- ・鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等
- ・上顎骨形成術等